

新見市看護師定着奨励金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の医療を支える人材を確保し、もって地域医療の確保及び充実を図ることを目的として、市内で新たに看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）として勤務する者に対し、新見市看護師定着奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内医療機関等 本市に所在する病院、診療所、訪問看護ステーションその他市長が適当と認める施設をいう。
- (2) 正規職員 新たに市内医療機関等と労働契約を結んだ者であつて、その労働契約に雇用期間の定めのない者又は継続して雇用する前提で試用期間等を定めている者をいう。

(給付金額及び給付対象期間)

第3条 奨励金は、市内医療機関等に雇用された日（以下「雇用開始日」という。）から1年を経過する毎に10万円を給付することとし、給付対象期間は雇用開始日から起算して5年を限度とする。

(受給者要件)

第4条 奨励金の受給者は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 令和6年4月1日以降、正規職員の看護師等として新たに市内医療機関等に就職し、現に雇用されている者であること。
- (3) 雇用開始日の年齢が45歳未満であること。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励金の受給者としなない。

- (1) 雇用開始日の前日から起算して前1年以内に、市内医療機関等に正規職員として勤務していた者であつて、その離職理由が第8条第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者
- (2) 新見市看護学生奨学支援金又は新見市介護職員定着奨励金の給付を受けた者
- (3) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する地方公務員である者

(奨励金受給者の認定)

第6条 奨励金の受給者の認定を受けようとする者は、新見市看護師定着奨励金受給者認

定申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、雇用開始日から6月以内に市長に申請しなければならない。

（1） 雇用証明書又は雇用契約書など雇用開始日及び正規職員として雇用されていることが確認できる書類

（2） 資格を証明する書類の写し

2 市長は、前項の規定による認定申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者を奨励金受給者に認定し、新見市看護師定着奨励金受給者認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 受給者の認定は、1人1回限りとする。

4 奨励金受給者は、認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに新見市看護師定着奨励金認定内容変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（給付申請等）

第7条 奨励金受給者は、奨励金の給付を受けようとするときは、新見市看護師定着奨励金給付申請書兼請求書（様式第4号）に勤務証明書を添付して、雇用期間が1年を経過する毎のそれぞれ6月以内に市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による給付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに奨励金受給者に対し奨励金を給付するものとする。

（給付の休止）

第8条 奨励金受給者は、以下の各号のいずれかに該当したときは、速やかに新見市看護師定着奨励金給付休止届（様式第5号）にその事実を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

（1） 休職したとき。

（2） 雇用主の都合により離職したとき。

（3） その他、市長が特に適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の給付を休止するものとし、休止した期間は、第3条に規定する給付対象期間から除外するものとする。ただし、除外する期間は3年を上限とする。

3 前項の規定により奨励金の給付を休止した者は、休止した事由が解消したときは、速やかに新見市看護師定着奨励金給付再開届（様式第6号）にその事実を証する書類を添付し、提出しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、奨励金受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金受給者の認定を取り消すものとする。

（1） 虚偽の申請等をした場合

（2） 第4条第1項第1号又は第2号に該当しないこととなった場合であって、第8条第1項の規定に該当しない場合

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、新見市看護師定着奨励金受給者認定取消通知書（様式第7号）により、奨励金受給者の認定を取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条第1項第1号の規定に該当することとして奨励金受給者の認定を取り消した場合において、既に奨励金が給付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、奨励金の給付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。